

令和5年管指第81号
令和5年6月8日

道府県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会 長 二 階 俊 博
(公 印 省 略)

土地改良施設維持管理適正化事業事業費・事務費交付金の補助金に係る
消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き事務取扱細則の改正について

平素から、当会の業務運営につきまして格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。
さて、土地改良施設維持管理適正化事業事業費・事務費交付金の補助金に係る消費税仕入
控除税額の報告及び返還の手続き事務取扱細則を別添のとおり改正したので通知します。

土地改良施設維持管理適正化事業事業費・事務費交付金の
補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続
き事務取扱細則

制 定：平成 26 年 2 月 10 日

最終改正：令和 5 年 6 月 8 日

第 1 章 総則

（目 的）

第 1 条 この細則は、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 及び第 15 の 5 に基づく返還手続きに関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、返還手続きの適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

第 2 章 道府県土地改良事業団体連合会の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第 2 条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領（以下「交付要領」という。）第 3 の 4 により交付決定を受けた地方連合会（以下「交付対象地方連合会」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告）

第 3 条 全国土地改良事業団体連合会連合会（以下「全国連合会」という。）は、交付要領第 6 の 1 の「支出精算書」を受けた交付対象地方連合会に対し、別紙様式第 1 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告（依頼）」により通知する。

第 4 条 前条の規定に基づき通知を受けた交付対象地方連合会は、別紙様式第 1 の 1 号「適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況について」及び課税売上高が 5 億円を超えるか、又は、課税売上割合が 95%未満の場合は、別紙様式第 1 の 2 号「課税仕入に係る消費税額の内訳」により全国連合会に報告する。

第 5 条 全国連合会は、前条の提出資料をもとに、次の要件をすべて満たす交付対象地方連合会（以下「返還対象地方連合会」という。）に対して別紙様式第 2 号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告（依頼）」により通知する。

- ① 交付要領第5により交付決定を受けた事業年度（以下「事務費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事務費交付年度において簡易課税制度（消費税法第37条）を適用していない。
- ③ 事務費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事務費交付年度において国、地方公共団体等の課税の特例（消費税法第60条4項）を選択していない。

（適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第6条 前条の通知を受けた返還対象地方連合会は、別紙様式第2の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」により全国連合会に報告する。

第7条 全国連合会は、前条の規定により返還対象地方連合会から報告のあった「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第3号により農林水産大臣に報告する。

第8条 全国連合会は、農林水産大臣から返還命令を受けた場合には、返還対象地方連合会に対し別紙様式第4号「事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により通知する。

第9条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

第10条 第3条から第9条までの地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙1とする。

第3章 土地改良区等の土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の手続き

（範 囲）

第11条 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還の対象となる土地改良区等は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6の1の土地改良区等（以下「適正化事業実施者」という。）とする。

（適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告の提出）

第12条 全国連合会は、実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」を受けた地方連合会に対し、別紙様式第5号「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金に係る消費税申告状況の報告に

ついて（依頼）」により通知する。

第13条 前条の規定に基づく通知を受けた地方連合会は、別紙様式第5の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金に係る消費税申告状況の報告について（依頼）」により適正化事業実施者（市町村を除く）に通知するとともに、適正化事業実施者から別紙様式第5の2号（繰越分にあつては、別紙様式第5の3号）により報告を受ける。

第14条 地方連合会は、前条の規定に基づき適正化事業実施者から報告があつた場合には、別紙様式第6号（繰越分にあつては、別紙様式第6の1号）及び実施要綱第11の1の「毎年度の適正化事業の実施結果（内繰越分にあつては、消費税の確定申告年度とする）」をもとに別紙様式第6の2号（繰越分にあつては、別紙様式第6の3号）を作成し、別紙様式第5の2号（繰越分にあつては5の3号）の写しを添付して全国連合会に報告する。

第15条 全国連合会は、別紙様式第6号により次の要件をすべて満たす適正化事業実施者（以下「返還対象適正化事業実施者」という。）が属する地方連合会に対し、別紙様式第7号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

- ① 実施要綱第6の4により交付決定を受けた事業年度（以下「事業費交付年度」という。）において消費税の確定申告を行っている。
- ② 事業費交付年度において簡易課税制度を適用していない
- ③ 事業費交付年度において特定収入割合が5%以下である。
- ④ 事業費交付年度において特例を選択してない。

2 地方連合会は、前項の規定により通知を受けた場合は、適正化事業実施者に対し、別紙様式第7の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額について（依頼）」により通知する。

（適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還）

第16条 前条の規定に基づく通知を受けた返還対象適正化事業実施者は、別紙様式第7の1の1号「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告について」により地方連合会に報告する。

2 地方連合会は、前項の規定により報告を受けた場合は、別紙様式第7の2号により全国連合会に報告する。

第17条 全国連合会は、前条規定に基づき地方連合会より報告のあつた「土地改良施設維持管理適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」の結果を取りまとめ、別紙様式第8号により農林水産大臣に報告する。

第18条 全国連合会は、農林水産大臣からの返還命令を受けた場合には、別紙様式第9条「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」により地方連合会に通知する。

2 地方連合会は、「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を別紙様式第 9 の 1 号により返還対象適正化事業実施者に通知する。

第 19 条 適正化事業事務費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還に当たっては、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

第 20 条 第 12 条から第 19 条までの土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の報告及び返還の手続きについての留意点は、別紙 2 とする。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

変更後の細則は、平成 27 年 1 月 20 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 29 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、平成 30 年 6 月 27 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和 2 年 8 月 28 日から実施する。

附 則

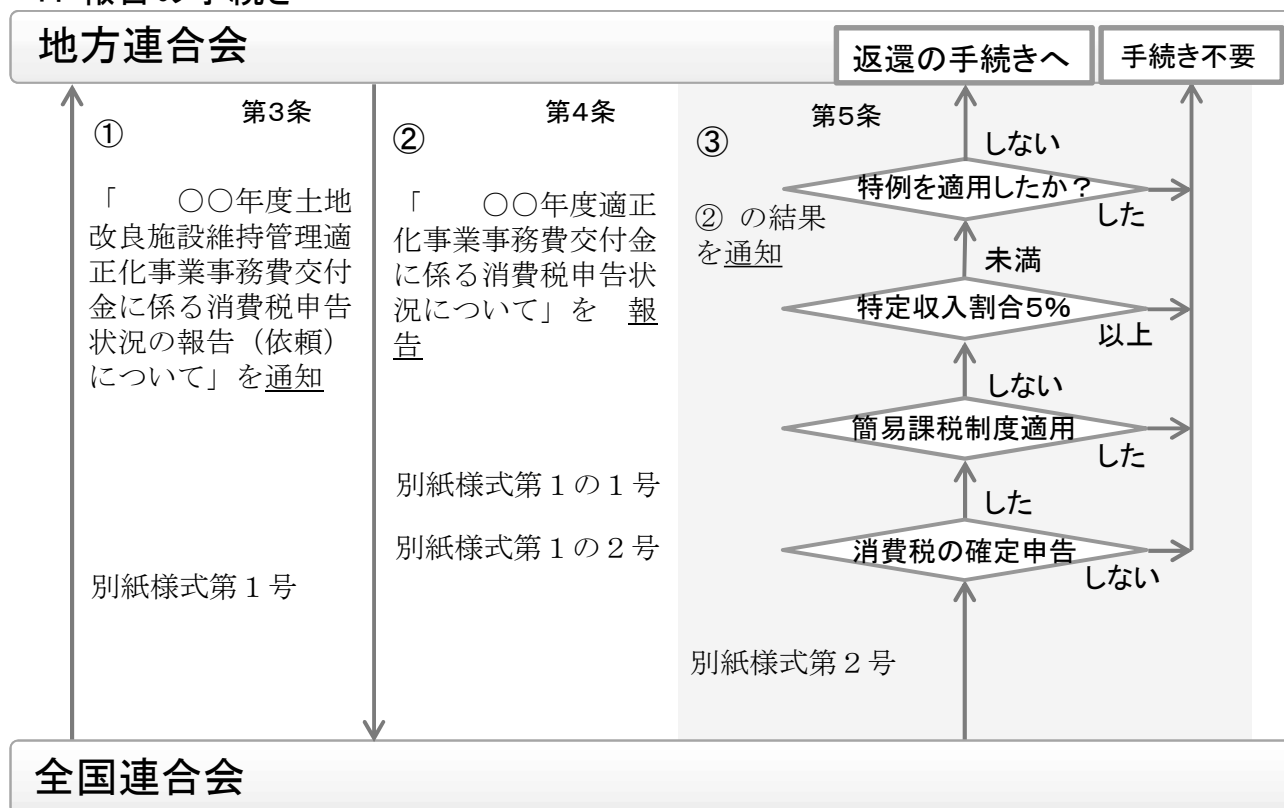
変更後の細則は、令和 4 年 6 月 8 日から実施する。

附 則

変更後の細則は、令和 5 年 6 月 8 日から実施する。

地方連合会の適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税 仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き



注)

1. スケジュールについて



2. ①では、別紙様式第1号に別紙様式第1の1号の様式を添付する

3. ②の別紙様式第1の2号は、課税売上高が5億円を超えるか又は、課税売上割合が95%未滿の場合に添付する

4. 全国連合会は、③の通知にあたり（参考の1）により事前に農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き

地方連合会

④ 第6条
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」を提出

別紙様式第2の1号

⑦ 第8条
「 ○○年度事務費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第4号

⑧
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

全国連合会

⑤ 第7条
④ を取りまとめる
「 ○○年度消費税仕入控除税額報告書」を提出

別紙様式第3号

⑥
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業費補助金に係る消費税等相当額の返還について」を通知

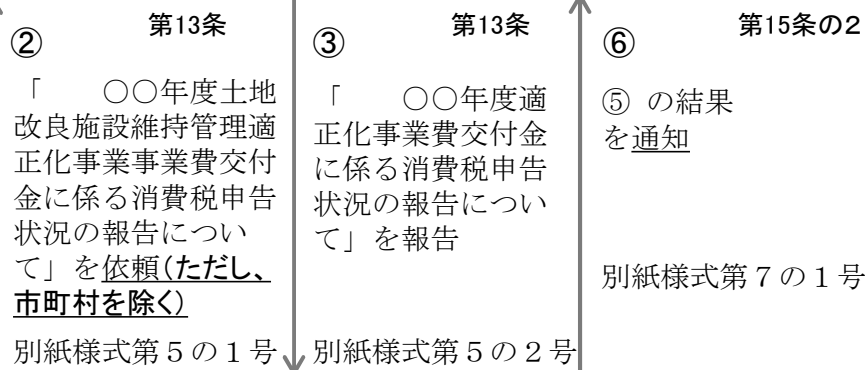
⑨
⑧を取りまとめる
「 ○○年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

農村振興局

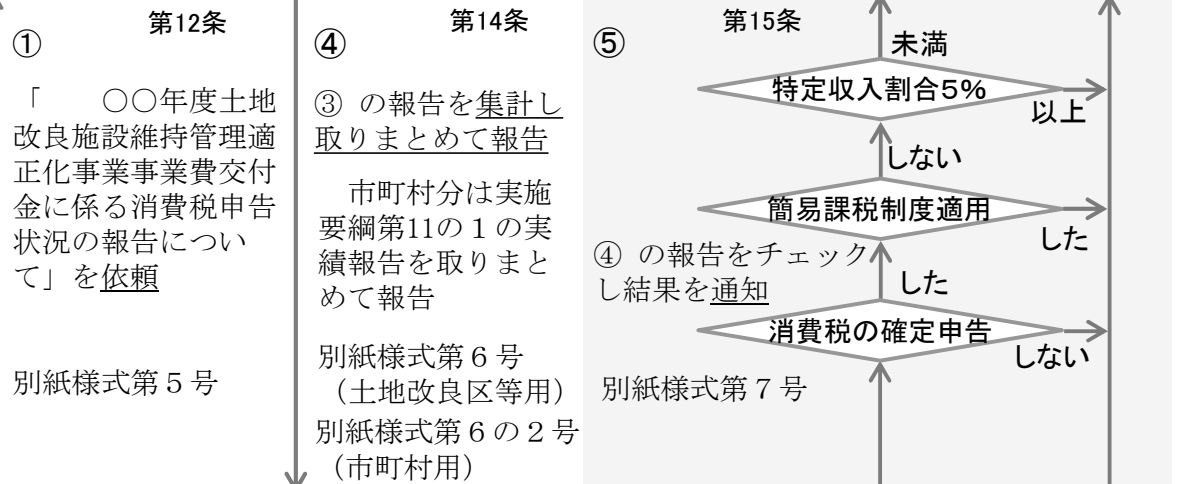
土地改良区等の適正化事業事業費交付金の補助金に係る消費税 仕入控除税額の報告及び返還の手続きについての留意点

1. 報告の手続き

適正化事業実施者(土地改良区等)



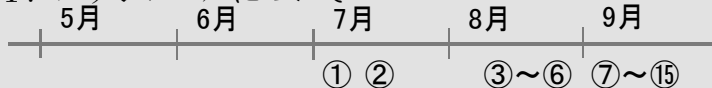
地方連合会



全国連合会

注)

1. スケジュールについて



2. ①では、別紙様式第5号に別紙様式第5の1号、第5の2号の様式を添付する。

3. ②では、別紙様式第5の1号に別紙様式第5の2号の様式を添付する。

4. ④では、市町村分は、実施要綱第11の1の実施結果をもとに繰越以外は別紙様式第6の2号により、繰越分は別紙様式第6の3号により報告する。

5. ④では、市町村分以外は、③の報告をもとに繰越以外は別紙様式第6号により、繰越分は別紙様式第6の1号により報告する。

6. ⑤では、別紙様式第7号に別紙様式第7の1号の様式を添付する。

なお、全国連合会は、⑤の通知にあたり事前に(参考の2~参考の5)により農村振興局の意見を聞く

2. 返還の手続き

適正化事業実施者(土地改良区等)(ただし、市町村は除く)

⑦ 第16条
「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の報告」を報告

別紙様式第7の1の1号

⑫ 第18条の2
「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第9の1号

⑬
「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額」の納付

地方連合会

⑧ 第16条の2
⑦ を取りまとめて報告

別紙様式第7の2号

⑪ 第18条
「事業費交付金補助金返還相当額の納入通知について」を通知

別紙様式第9号

⑭
⑬ を取りまとめた納付

全国連合会

⑨ 第17条
⑦ を取りまとめて報告

別紙様式第8号

⑩
「〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業費交付金の補助金に係る消費税仕入控除税額の返還命令」を通知

⑮
⑭ を取りまとめた納付

農村振興局